

2024/05/22 16:33

Re: 祭祀財産の継承について

西山様

お世話になっております。

ご連絡が遅くなりすみません。

祭祀財産の承継については、

- ① 被相続人の指定
- ② 慣習
- ③ ①、②で決まらなければ家庭裁判所の審判によって決まります。

本件では、①はなかったと思われしますので、

②について長男が承継するのが一般的であることを指摘してはいかがかと思えます。

ただ、これでも相手方が応じない可能性が高いので家庭裁判所に審判の申し立てを行う必要があるようです。

岩永